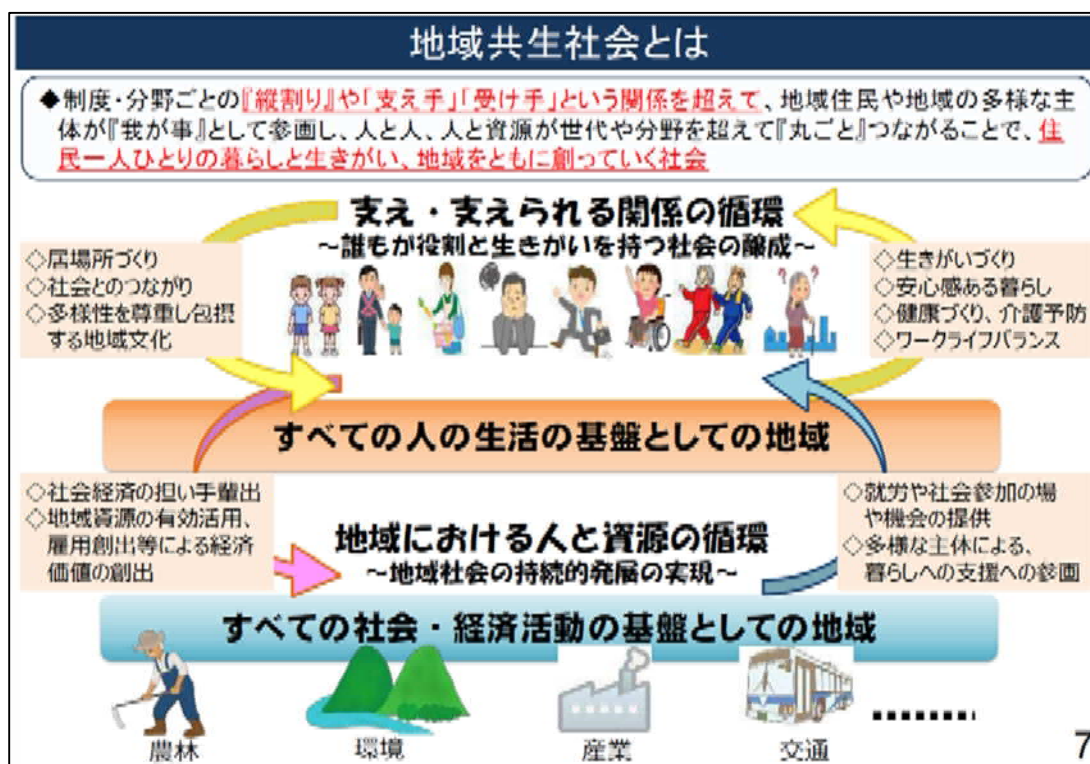


## 地域福祉計画および地域共生社会推進会議について

## 1 国の動向等

地域福祉計画は、平成30年4月の社会福祉法の一部改正により、地域における高齢者、障がい者、児童その他の福祉の「上位計画」として位置付けられることになった。

更に、国は、高齢者、障がい者、児童など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現するため、令和2年に社会福祉法を改正し、令和3年度から重層的支援体制整備事業を進めることとした。



## 2 市での取組み

市は、地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備するため、令和3年度に重層的支援体制整備事業移行準備自治体として申請し、地域共生社会の実現に向けて地域福祉の各施策を更に推進することとした。

また、事業実施に向けて庁内関係各課が連携して協議を進めるため、令和4年度に「青梅市重層的支援体制整備事業移行準備庁内検討会」を設置した。検討会は、10回開催して協議を重ね、中間報告書を取りま

とめた。

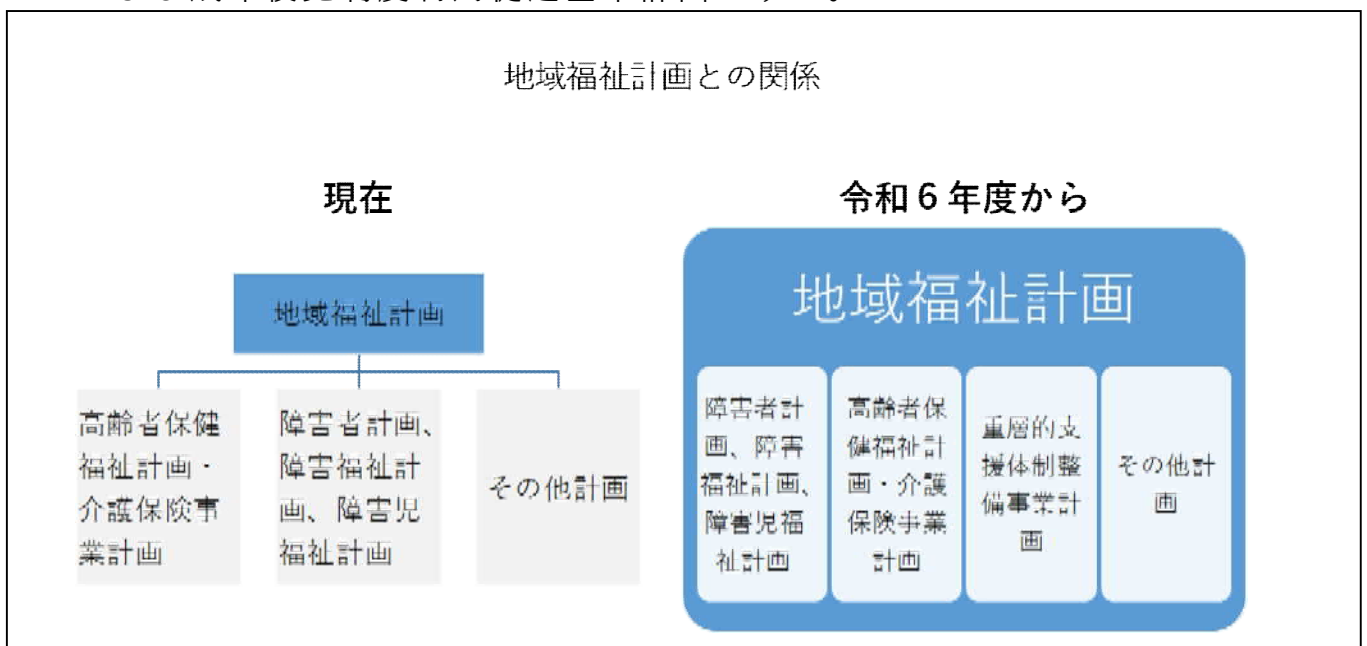
### 3 中間報告書の主な内容

#### (1) 地域福祉計画の合本化

地域福祉の推進のため、地域福祉計画と他の福祉に関する計画を一体的な計画として策定することが求められていることから、第5期地域福祉計画は、他の福祉計画と合本して策定する。

このため、5年計画であった地域福祉計画は6年計画とし、法の定めにより3年計画である計画については、合本できる計画期間のみ合本することとする。

第5期地域福祉計画に合本する計画は、第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、第7期障害福祉計画、第3期障害児計画、第6期障害者計画、新たに策定する重層的支援体制整備事業実施計画および成年後見制度利用促進基本計画とする。



#### (2) 地域共生社会推進会議の設置

第5期地域福祉計画の策定に当たっては、地域共生社会の実現を図るため、更なる市民参画や専門的な知見等が必要不可欠であり、地域住民等と共に計画を策定し事業を推進することが求められる。

このため、市民や学識経験者等を委員とする地域共生社会推進会議を設置する。

地域共生社会推進会議は、地域福祉計画策定についての協議だけではなく、計画策定後の各施策の進捗状況等について市に助言等を行う。

### (3) 重層的支援体制整備事業に向けた市の実施体制

青梅市重層的支援体制整備事業移行準備庁内検討会を廃止し、発展的に重層的支援体制整備事業を含めた包括的な支援体制の整備に関することや新たに各福祉計画策定を検討するため、「青梅市包括的支援体制整備等庁内検討委員会」を設置する。

## 4 今後の取組み

「青梅市包括的支援体制整備等庁内検討委員会」の設置に伴い、「青梅市地域福祉計画検討委員会」、「青梅市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画検討委員会」、「青梅市障害者計画等庁内連絡会議」は廃止し、当委員会で各福祉計画の策定について検討していく。